

明治30年代中期における千島列島について

— 遠洋漁業の展開と報效義会 —

麓 慎 一

はじめに

報效義会の郡司成忠が計画した千島列島の開発は、明治30年代初頭であってその成果をあげつつあった。その成果は、次のような点に現れていた。

第一には、オホーツク海を中心とした鱈漁の展開と、それをシュムシュ島とホロムシロ島が支えるという体制の形成である。第二には、シコタン島に移住させられていたアイヌのホロムシロ島への出稼ぎの恒常化である。郡司は、アイヌのホロムシロ島への帰還のために、彼らをギリシャ正教から仏教に改宗させる必要があると考え、その方策を講じるなどの活動をしていた。それは成功には至らなかったためにアイヌのホロムシロ島への帰還は達成されなかったが、恒常的な出稼ぎ、という形態で彼らはホロムシロ島に滞在するようになっていた。第三には、海軍省の軍艦が千島列島を毎年、巡航し報效義会の活動やシコタン島のアイヌの出稼ぎを支える体制が形成されたことである。

本稿は、このような明治30年代初頭に現れてきた報效義会の郡司成忠を中心とした千島列島における活動の成果が、明治30年代の中頃にどのように展開していったのかを分析する。

1 明治34年における軍艦天龍の千島列島派遣

軍艦天龍が、明治34(1901)年に千島列島で行なった活動を中心に、この時期の千島列島の状況を考察する。第一に、軍艦天龍の千島列島への派遣の経過を分析する。第二に、軍艦天龍の千島列島における活動を分析する。第三に、軍艦天龍の報告書を考察し、この時期の千島列島の状況を明らかにする。第

四に、第三の点を踏まえて、この時期の報效義会の活動を解明する。

(1) 軍艦天龍の千島列島派遣の経過

軍艦天龍が、明治34(1901)年5月に千島列島に派遣されるまでの経過を考察する。海軍大臣の山本権兵衛は、明治34(1901)年3月20日、呉鎮守府司令長官に「警備艦兼測量艦天龍」の出航の準備が完了したら、横須賀を經由して北海道に向かい、任務を遂行するように指示した¹。山本は、同日の3月20日付で横須賀鎮守府司令長官に軍艦天龍を北海道に派遣するのは、「密猟船」と「密輸入船」の取締り、および「帝国臣民ヲ保護」するためである、とその任務を指示している²。

海軍大臣の山本権兵衛は、軍艦天龍に「漁猟取締其他ノ事項」に関して、11点の指示を出したことを関係する諸大臣に3月20日付で通知している³。

この軍艦天龍には、千島列島を目指すさまざまな人物が便乗することになる。①としてこの便乗者たちの動向を考察する。②として、軍艦天龍の派遣に関する郡司成忠の活動について考察する。

① 軍艦天龍の便乗者

千島列島をめざす多くの便乗者が軍艦天龍に乗船することになった。この便乗者の動向を海軍大臣の山本権兵衛に提出された「便乗願」から考察する。

〔内村悦夫〕北海道新聞社は、明治34(1901)年2月23日、海軍大臣の山本権兵衛に北海道新聞社の「編輯部員」を「千嶋群嶋状況視察」のために派遣される軍艦に便乗させてほしい、と上申した。海軍総務長官の齋藤実は、3月29日、北海道庁長官園田安賢にその便乗の許可を与えた⁴。

〔シコタン島のアイヌ〕北海道庁長官の園田安賢は、明治34(1901)年4月4日、「色丹土人軍艦便乗ノ件上申」を海軍大臣の山本権兵衛に提出して、次のように要請した。明治33(1900)年にホロムシ

口島に出稼ぎさせたシコタン島のアイヌと彼らに代わって出稼ぎを行なう21名のアイヌを北海道庁の官吏とともに軍艦に便乗させてほしい。

この上申の添付書類によれば、シコタン島からホロムシロ島に乗船する予定の21名のアイヌは、男性6名・女性6名・幼児（10歳以下）9名が予定されている。一方、ホロムシロ島からシコタン島に便乗する予定の13名のアイヌは、男性5名・女性5名・幼児（10歳以下）3名である。

山本海軍大臣は、4月9日、園田北海道庁長官に、アイヌの便乗の許可を与えた⁵。

〔党直蔵〕北海道庁長官の園田安賢は、明治34（1901）年5月9日、軍艦天龍がシンチル島に寄港することを山本海軍大臣に要請した。園田は、シンチル島には党直蔵ら3名が越冬しており、彼らは軍艦天龍が寄港する以外に交通の手段がないので、予定を変更してそこに寄港するように要請した⁶。

総務長官の齋藤実は、5月10日、横須賀鎮守府司令長官に止むを得ない事情があるので、寄港についての協議に応じるように指示した。

〔報効義会員〕報効義会の会長である郡司成忠は、明治34（1901）年4月26日、海軍大臣の山本権兵衛に山川一賀（報効義会員）・川口アサ（川口甲助〔報効義会員〕妻）・川口ノブ（川口甲介〔報効義会員〕娘）・川口順（川口甲介〔報効義会員〕姉）・長尾ムラ（長尾甲一〔報効義会医師〕妹）・江連スミ（長尾甲一〔報効義会医師〕妻）の軍艦天龍への便乗の許可を求めた⁷。その後、川口アサと川口順が「便乗願」を取り下げ、郡司成忠の長男である郡司智磨が便乗することになった。最終的には、報効義会は、山川一賀、郡司智磨、江連スミの軍艦天龍への便乗の許可を求めた。それは許可され、彼らは、5月10日、函館から軍艦天龍に便乗することになった⁸。

〔長谷川壮太郎〕：参謀本部次長の寺内正毅は、明治34（1901）年4月26日、海軍総務長官の齋藤実にシムシム島に派遣される軍艦天龍に第七師団から参謀を一名、同島の視察のために便乗させることを求めた。齋藤は、翌日の4月27日付で寺内に便乗の許可を与えている⁹。

軍艦天龍には、このような便乗者たちが乗船することになった。さらに、軍艦天龍の派遣の経過に関連して注目したいのは、報効義会長郡司成忠の軍艦天龍の派遣についての請願である。これを次に取り上げる。

② 軍艦天龍の派遣に関する郡司成忠の活動

郡司成忠は、明治34（1901）年4月17日、加藤高

明外務大臣と山本権兵衛海軍大臣に「露国堪察加半島方面本邦遠洋漁業者保護御願書」を提出して、カムチャッカをめぐる漁業の状況が変化していることを伝えるとともに、それへの対応を次のように求めた¹⁰。ロシア側がカムチャッカにおいて許可してきた日本人の漁夫の雇用を禁止した。例年のように出漁の準備をしてきた多数の日本人の漁業家は、非常に失望している。彼らは、すでに宮古・山田・安藤・釜石などで募集した漁夫らを解雇できないので、報効義会がこれまで調査してきたオホーツク海の鱈漁の漁場に漁夫たちを向かわせようとしている。

さらに、次のような情報があると郡司は指摘する。ロシア政府は日本人の漁夫の雇用を禁止したので、鮭漁や鱈漁に精力を傾けてきた日本の漁業者がカムチャッカ半島の沿岸で密漁する、と予想している。そこでロシアの財務局水産部は、それを防ぐために3艘の巡視船を準備している。

一方、鱈漁は、沿岸から3里以上離れて行なうので外国人によって容喙される問題ではないが、言葉が通じないことなどから多少の衝突が生じることが心配される。これは日本の「漁業権」の消長にも関係することである。このことを協議してしかるべき保護を漁業者に与えてほしい。郡司は、このように対応策を講じることを両大臣に求めた。

外務総務長官の内田康哉は、4月25日、海軍総務長官の齋藤実に郡司成忠の請願書を廻達し、次のように外務省の意向と方策を示した。郡司の請願にあるように、ロシア政府の許可なくカムチャッカの沿岸に接近して漁業を行なえば、ロシアの官吏から密漁の嫌疑を受け、紛争が生じる可能性がある。北海道庁などに指示して「冒険的ノ漁業ヲ企図セサル様」に漁業者に説諭するとともに、サハリン島のコルサコフの領事に訓令を出して問題が生じないようにし、警戒の手段を講じさせる¹¹。

これを受けて、海軍大臣の山本権兵衛は、4月29日、横須賀鎮守府司令長官に次のように指示を出した。郡司成忠の請願書にあるようにカムチャッカの沿岸において日本人の漁業者がロシア政府の許可もなくそこに接近して漁業を行えば、密漁の嫌疑を受けたり、領海に関する紛争が発生する。そこで軍艦天龍が日本人の漁業者にロシアの沿岸に近接した場所で漁業を行わないように「訓諭」する¹²。

これと同時に、海軍総務長官の齋藤実は、4月29日、外務総務長官の内田康哉にカムチャッカ付近に出漁しようとする漁業者にそれを中止するように軍艦天龍が「訓諭」するように指示したことを伝えている¹³。

このように郡司の4月17日の両大臣への要請は、
 出漁する日本人にカムチャッカに近接した場所での
 活動を禁止させる、という軍艦天龍への指示となっ
 た。
 (2) 軍艦天龍の千島列島における活動
 軍艦天龍の千島列島における活動を『明治三十四

表1 「明治34年軍艦天龍便乗者」

氏名	資格	乗艦月日	乗艦地名	退艦月日	退艦地名
1 長谷川壯太郎	第七師団参謀大尉	5月26日	根室	6月18日	根室
2 安達健三郎	根室支庁属員	5月26日	根室	6月18日	根室
3 春日鐘次郎	斜古丹村戸長	5月27日	根室	5月27日	シコタン島斜古丹
4 内村悦夫	北海道新聞記者	5月10日	函館	6月18日	根室
5 郡司智磨	報効義会員	5月10日	函館	6月4日	シュムシュ島
6 山川一賀	報効義会員	5月10日	函館	6月4日	シュムシュ島
7 江連スエ	報効義会員医師長尾甲一妻	5月10日	函館	6月4日	シュムシュ島
8 西館萬吉	報効義会員	5月31日	オンネコタン島黒石湾	6月4日	シュムシュ島
9 鈴木癸余六	報効義会員	5月31日	オンネコタン島黒石湾	6月4日	シュムシュ島
10 野田清四郎	報効義会員	5月31日	オンネコタン島黒石湾	6月4日	シュムシュ島
11 大森喜太郎(アイヌ)	報効義会員准会員	5月31日	オンネコタン島黒石湾	6月4日	シュムシュ島
12 ストロップヤーク	アイヌ	5月26日	根室	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
13 パラゲー	12) 妻	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
14 フィリップ	12) 長男	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
15 アブドーチ	14) 妻	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
16 良八	12) 孫 長男	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
17 カツ	12) 孫 二女	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
18 愛太郎	12) 孫 二男	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
19 プレチンイヨン	アイヌ	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
20 ダーリヤ	19) 妻	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
21 タメ	19) 長女	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
22 マリヤ	19) 母	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
23 チエルヌイプロニーベ	アイヌ	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
24 フェドリヤ	23) 妻	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
25 キク	23) 長女	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
26 スケリ	プレチンエラシム妻	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
27 ユキ	26) 長女	5月28日	シタコン島斜古丹	6月1日	ホロムシロ島武蔵湾
28 古関由之助	報効義会員	6月10日	シュムシュ島	6月11日	ホロムシロ島
29 町田清四郎	報効義会員	6月10日	シュムシュ島	6月11日	ホロムシロ島
30 プレチンアウエリアン	アイヌ	6月11日	ホロムシロ島	6月17日	シコタン島
31 アブドーチ	30) 妻	6月11日	ホロムシロ島	6月17日	シコタン島
32 ヒヨリチシ	30) 長男	6月11日	ホロムシロ島	6月17日	シコタン島
33 ウリイタ	32) 妻	6月11日	ホロムシロ島	6月17日	シコタン島
34 プレチンエフエムカ	アイヌ	6月11日	ホロムシロ島	6月18日	根室
35 ソロモニ	34) 妻	6月11日	ホロムシロ島	6月17日	シコタン島
36 一郎	34) 長男	6月11日	ホロムシロ島	6月17日	シコタン島
37 アキ	34) 長女	6月11日	ホロムシロ島	6月17日	シコタン島
38 党直蔵		6月14日	シンチル島	6月18日	根室
39 大野善作		6月14日	シンチル島	6月18日	根室
40 宮田三次		6月14日	シンチル島	6月18日	根室
合計人数 40人		5月10日	函館	5月27日	シコタン島
		5月26日	根室	6月1日	ホロムシロ島
		5月28日	シコタン島	6月4日	シュムシュ島
		5月31日	オンエコタン島	6月11日	ホロムシロ島
		6月10日	シュムシュ島	6月17日	シコタン島
		6月11日	ホロムシロ島	6月18日	根室
		6月14日	シンチル島		

〔出典〕「便乗者ニ関スル件」『北海道密偵警備軍艦天龍派遣并報告書』（『明治34年 公文備考 艦船3 巻10』
 (防衛省防衛研究所所蔵, Ref.C06091317500) 0593~0598

年五月軍艦天龍北洲沿岸及千島航海報告』(以下『千島航海報告』と略記する)を中心に考察する。表1は、『千島航海報告』の中から、特に便乗者をまとめたものである。これを参照しながら軍艦天龍の活動を考察する。

軍艦天龍は、5月2日、横須賀を出港し萩ノ浜を経由して5月6日に函館に到着し、5月10日、同地で内村悦夫(北海新聞記者〔表1の4〕)・山川一賀(報效義会員〔6〕)・郡司智磨(報效義会員〔5〕)・江連スエ(報效義会長尾甲一妻〔7〕)を乗船させて出港した¹⁴。

軍艦天龍は、5月27日、根室港で長谷川壮太郎(陸軍大尉〔1〕)・安達健三郎(根室支庁員〔2〕)・春日鐘次郎(斜古丹村戸長〔3〕)・ヤーコフ〔12〕を乗船させて千島列島に向けて出発した¹⁵。

軍艦天龍は、5月28日、根室から乗船したヤーコフに加えてホロムシロ島に出稼ぎする15名(男性6名・女性9名〔13～27〕)のアイヌをシコタン島で乗船させて出港した。

その後、軍艦天龍は、5月31日、オンネコタン島の黒石湾に入港した。ここには、前年の明治33(1900)年8月から猟業のために4名の報效義会員〔8～11〕が滞在していた。彼らは、ラッコ4頭・狐62頭・アザラシ40頭を捕獲していた¹⁶。彼らを乗船させた軍艦天龍は、6月1日に黒石湾を出航してホロムシロ島の武蔵湾に到着した。ここでヤーコフを含め16名〔12～27〕のシコタン島のアイヌを下船させた。

軍艦天龍は、6月4日、ホロムシロ島の武蔵湾からシムシム島の片岡湾に到着し、6月10日には片岡湾を出航して再び武蔵湾に入港した。ここでシコタン島と根室に戻る8名〔30～37〕のアイヌを乗船させた。

その後、軍艦天龍は、6月12日、ホロムシロ島の武蔵湾を出港して6月14日にシンチル島で越冬した3名〔38～40〕を乗船させて6月17日にシコタン島でアイヌを下船させた後、6月18日に根室に戻った。

以上が軍艦天龍の千島列島における便乗者の状況である。

(3) 『軍艦天龍北海道警備報告書』

次に、軍艦天龍の報告書に依拠しながら千島列島の状況を分析する。軍艦天龍の艦長丹羽教忠は、明治34(1901)年7月7日、小樽から千島列島における活動の内容を『軍艦天龍北海道警備報告書』として、横須賀鎮守府司令長官の井上良馨に送付した¹⁷。その『報告書』には、以下の10項目が立てられ

ている。①「北海道警備巡航日誌」、②「臘肭獸臘虎猟ニ関スル件付遠洋漁業船ノ件」、③「野獸海獣ニ関スル件」、④「色丹土人ニ関スル件」、⑤「占守幌筵二島ニ於ケル漁業ノ状況付報效義会ニ関スル件」、⑥「便乗者ニ関スル件」、⑦「便乗者携帯荷物ニ関スル件」、⑧「露領沿岸漁業ノ件」、⑨「堪察加交通機関ニ関スル件付函館露西亜地方貿易概況」、⑩「津軽海峡通過ノ外国貿易船ニ関スル件」である。順に『報告書』の内容を分析する。

①「北海道警備巡航日誌」は、軍艦天龍が明治34(1901)年5月2日に横須賀を出港し函館(5月6日～5月10日まで寄港)・根室(5月23日～5月27日まで寄港)・シムシム島の片岡湾(6月4日～6月10日まで寄港)を経由して6月18日に根室に入港するまでの概況が記されている。この「北海道警備巡航日誌」は、特にラッコ・オットセイ猟の動向に留意して記されている。具体的には、函館で入手した「外国遠洋漁業船統計表」や報效義会から入手したシムシム島の片岡湾の「船舶出入港表」が収録されている¹⁸。

②「臘肭獸臘虎猟ニ関スル件付遠洋漁業船ノ件」は、(I)オットセイ猟と(II)ラッコ猟の二つに分かれている。

(I)のオットセイ猟を考察する。「臘肭獸猟ノ件」は、オットセイの生態や種類などを詳述したのち、それが濫獲のために減少し、対策が講じられるようになったことを次のように報告している¹⁹。オットセイの減少によって、アメリカ合衆国とイギリスはその捕獲についての協定を結ぶことになった。その協定により、コマンドルスキー諸島では沿海から30カイリまで、プリビール諸島では沿海から60カイリまでが禁漁区になった。しかし、その有効性に疑問が提起され、150カイリにそれを拡大しようとする議論が出ている。

アメリカ合衆国や英領カナダの遠洋船は、本国を出発したのち、安房沖に直航してそこで食料が無くなるまでオットセイを行ない、薪水などが欠乏して初めて萩ノ濱付近の港に入港する。その後、彼らは再び出猟し、本国に戻る前に函館や室蘭に立ち寄る。

このように「臘肭獸猟ノ件」は、オットセイ猟についてのアメリカ合衆国およびイギリスの協定と日本近海におけるその動向について報告している。

(II)のラッコ猟を考察する。「臘虎猟ノ件」は、千島列島におけるラッコ猟の状況を記したうえで、「ラッコ生殖地ニ付キ及密猟船取締ノ任務ニ付意見」

を付している²⁰。まず、ラッコ猟の状況から考察する。最初にシコタン島に移住させられたアイヌのリーダーのヤーコフの回想が掲載されている。それによれば、およそ30年前、すなわち樺太千島交換条約の以前にあっては、千島列島には多くのラッコが棲息していて、ウルップ島において一度に20頭ものラッコが捕獲できた。その良質な毛皮は、1枚150円ほどの価格でシムシム島の片岡湾にあった「露国官庁」に収められていた。このようにヤーコフは回想している。

一方、ホロムシロ島に出稼ぎするようになったアイヌは、明治33（1900）年になってその武蔵湾の南端の「臘虎礁」とアイヌに呼ばれている場所で猟を行ない、13頭もの収獲があった。また、オンネコタン島で越冬した報効義会員も、明治33（1900）年11月に1頭、12月に2頭、明治34（1901）年2月に1頭の合計4頭の収獲があった。

このように「臘虎猟ノ件」は千島列島、特にその北部におけるラッコ猟の状況を詳細に報告している²¹。

次に、「臘虎猟ノ件」に付された「臘虎生殖地ニ付キ及密猟船取締ノ任務ニ付意見」を考察する。これには次のように記されている。オットセイは、「生殖地」以外ではほとんど海洋を回遊している。一方で、ラッコは千島列島の近海では、減少してしまっていて現段階にあっては密猟船がその捕獲のために大挙して来るような状況にはない。それゆえ、「軍艦密猟船取締ノ任務ハ殆ト其ノ必要ヲ見サル」と記して、軍艦による密猟船の取り締まりの必要性は無い、明言している²²。

③「野獣海獣ニ関スル件」は、シムシム島・ホロムシロ島・オンネコタン島・シンチル島におけるキツネ・クマ・アシカ・トドなどについての状況を記している。特に、キツネの捕獲の可能性に注目しているのが特徴である。

④「色丹土人ニ関スル件」は、軍艦天龍の艦長丹波教忠が千島列島のアイヌについて記したこれまでの動向とそれについての彼の意見である。彼は、シコタン島のアイヌの動向を次のように記している。根室の支庁長が、明治30（1897）年にシコタン島のアイヌを故郷であるホロムシロ島に帰還させるという意見を提起した。北海道庁がこれを採用して、内務省に上申した。しかし、このアイヌの帰還について明治33（1900）年度には、その費用を支給しないことが決定された。このように帰還の構想はあったものの、その実現には至らなかった。一方、この明

治33（1900）年に北海道庁参事官の高岡直吉が軍艦武蔵で千島列島を視察して『北千島調査報文』を作成し、アイヌの帰還の不可を上申したことで、北海道庁の方針も変更されてしまった。

このように艦長の丹波は、近年の千島列島のアイヌに対する政策の推移を記した後、「今回視察ノ結果、猶ホ又土人転帰ノ必要ヲ認メタル」として、その帰還の不可を上申した高岡直吉の『北千島調査報文』の方針に反論した²³。すなわち、丹波はアイヌの帰還を実施するように上申したのである。

⑤「占守幌筵二島ニ於ケル漁業ノ状況 付報効義会ニ関スル件」は、シムシム島とホロムシロ島の漁業については、高岡が作成した『北千島調査報文』の「北千島漁業ノ項」を参照するように求め、具体的には記載していない。

付記の「報効義会ニ関スル件」は、郡司成忠の報効義会の状況について次のように記している。報効義会は、明治34（1901）年にあっては従来の漁業を継続するのみで、海上においても河川にあっては漁場の新設はなかった。報効義会は、現状では鮭漁と鱒漁をシムシム島において4箇所（片岡・別飛・及川・中川）で、ホロムシロ島において7箇所（ペトボ・シーペトボ・トルキー・熊川・加熊別・湊・日ノ出）で実施している。

このように「報効義会ニ関スル件」は現状を示した上で報効義会が活動の中心にしている鮭漁・鱒漁は将来にあっては発展の可能性は少なく、海上の鱈漁の方が有望でありそれに移行していくことになる、とその方向性を示している。

⑥「便乗者ニ関スル件」は、便乗者の名前や乗船・下船の日付がまとめられている。これが、前掲の表1「明治34年軍艦天龍便乗者」である。

⑦「便乗者荷物ニ関スル件」は、軍艦天龍に積載した報効義会員とシコタン島のアイヌの荷物が具体的に記載されている。

⑧「露領沿海漁業ノ件」は、ロシアの沿海における漁業について次のように分析している。ロシアの沿海における漁族の豊富さは、多くの人が注目するところである。この地域の漁業が、直接的にも間接的にも日本人の手中にあることは周知のことである。一方、ロシア政府も沿海の漁業に留意するようになってきており、漸次、日本の活動に制裁を加えるようになってきた。このように「露領沿海漁業ノ件」は、ロシアの沿海地域における漁業が日本人の自由にはならなくなってきた状況に着目している。

さらに、ロシアの沿海地域、特にカムチャッカ地

域の情報について、函館税関長の勝田主計が明治33(1900)年11月7日に作成した『堪察加及堪察加貿易概況』を掲載して、それを参照するように指示している²⁴。

⑨「堪察加交通機関ニ関スル件 付函館露西亜地方貿易概況」は、カムチャッカ半島をめぐるロシアの交通機関の整備状況について次のように記している。ロシア政府が近年、精力を「沿海州之経営」に注いでいることは、一般に認識されている。それは、東清鉄道の部分的な開通や東清鉄道会社の汽船部が設置されたことが証左となる。

ロシアの「絶東」における航海権は拡張しており、日本も速やかに航海権を拡張すべきである。このロシアの航海権の拡張については、具体的に「千九百年度ニ於ケル東露交通概況」が掲載されている。この「東露交通概況」には、(1)「義勇艦隊」・(2)「クンスト、ウンド、アルベルス」商会所属船「ダフネ」号航海表・(3)「東清鉄道汽船部」・(4)「アムール」汽船会社定期表・(5)「ウスリー」鉄道表・(6)「ニコリスカ」クロデニーフ間鉄道表・(7)「浦港、露西亜嶋」の航路と運行状況が記されている。

この次には、「明治三十三年ニ於ケル函館港ト露西亜三地方貿易概況」が掲載されている。この「三地方」とは、カムチャッカ・ニコラエフスク・サハリン島を指している。この「貿易概況」には、この三地域における船舶の入港・出港、貿易額の状況が詳細に記されている。

特に、カムチャッカを中心に函館税関の資料を援用しながらそれらの状況が説明されている。

⑩「津軽海峡通過ノ外国貿易船ニ関スル件」では、津軽海峡を通過する外国船の状況とその動向が説明されている。これは、函館税関長の勝田主計の調査が基になっている。津軽海峡を通過する外国の貿易船については、次のように分析されている。ロシア政府が沿海州の拓殖に尽力する一方で、アメリカ合衆国もこの地域の将来に期待して、新聞や雑誌を使って資本家の投資を促している。アメリカ合衆国が沿海州に輸出しているのは、パンの原料と農具である。これは、ロシア政府が沿海州の経営のための資金をアメリカ合衆国から得るに際して、農機具の購入について特約があったのではないかと、この推測がなされている。

函館税関長の勝田主計は、これらの点について次のように考えていた。アメリカ合衆国および英領カナダの太平洋沿岸諸港とロシア沿海州および清国沿岸の諸港との交通が緊密になりつつあることは明白

である。それらの船舶は、これまでは太平洋を通過して横浜・神戸・長崎に寄港して清国およびロシアの沿岸に向かっていたが、津軽海峡を通過してこれらの地方に向かう船舶が多くなってきた。実際に、津軽海峡を通過する四つの航路についての明治32(1899)年から明治33(1900)年の船舶の増加数は以下の如くであった。第一に、アメリカ合衆国の諸港からウラジオストック港への航路は、5隻から8隻に増加した。第二に、アメリカ合衆国の諸港から北清の諸港への航路は6隻から13隻に増加した。第三に、英領カナダの諸港からウラジオストック港への航路は、1隻から3隻に増加した。第四に、英領カナダの諸港から北清の諸港への航路は、5隻から3隻に減少した。これらを合算すると、17隻から26隻の増加になった。

この津軽海峡を通過する船舶が多くなった理由として、勝田は以下の点をあげている(I)潮流が航海に適していること。(II)気象が平穏なこと。(III)熱帯線を避けられること。(IV)沿海州地域のみならず上海へも約2日程度は日数が短縮できること。

このように津軽海峡を通過する外国の船舶の増加の理由を記したうえで、勝田は東洋におけるイギリス・アメリカ合衆国・清国・ロシアの関係は日々、密接になっており津軽海峡を通過する船舶はさらに増加すると予想し、その拠点である函館港に留意すべきである、とも指摘している。

ここでは、日本の北方地域、とりわけ津軽海峡とその拠点港である函館が太平洋海岸の諸都市とロシアの沿海地域および清国の北部地域との関係の緊密化という点から位置づけられていることに留意しておきたい。

(4) 報效義会の活動

これまで軍艦天龍の報告書を中心に明治34(1901)年の千島列島の動向を考察した。これを踏まえて、明治34(1901)年から明治35(1902)年にかけての報效義会の動向を分析する。

報效義会は、シムシム島における漁業を再検討し、豊富な鱈を「圧搾鱈」にして中国や欧米に輸出することを考案した。そこで、会員の加藤洋を海外に派遣して鱈の圧搾法を研究させることに決した²⁵。加藤の送別会が、明治34(1901)年9月6日、芝浦大光館において開催された²⁶。

そして、彼はその技術の習得のためにアメリカ合衆国に出発した。

一方、郡司成忠は、明治35(1902)年11月6日に『読売新聞』に掲載した「遠洋漁業と根拠地設備」と題

する記事の中で、シムシム島にある報效義会の病院を拡張して遠洋漁業者が利用できるようにする、と自らの構想を記している。彼はそのための経費の半額を北海道庁に依頼したが、先例が無いとして却下された。しかし、彼は諦めず農商務省にもそれを依頼していた²⁷。

このシムシム島における病院の拡張は、「圧縮鱈」の製造方法の習得のためにアメリカ合衆国に派遣した加藤洋の活動とともに、郡司の北洋漁業の活動の中心に位置づけられていた。

彼は、この構想を明治35（1902）年3月31日付で北海道庁長官の園田安賢に提出した『報效義会明治三十四年度事業成績書』（以下『成績書』と略記する）の中で次のように詳述している²⁸。

報效義会の本部があるシムシム島は、オホーツク海およびベーリング海における遠洋漁業の「根拠地」になる場所である。これらの地域の漁業の盛衰は、根拠地であるシムシム島の施設整備、すなわち交通機関の整備・病院の建設・倉庫の増設にかかっている。しかし、報效義会は、資金が乏しくそれらを整備できていないので、シムシム島は根拠地としての役割を十分には果たせていない。それゆえ、明治34（1902）年度においては「姑息的方法」であるが、従来の漁業を継続しながら「定期航海開設ノ事」と「鱈遠洋漁業起業準備」などを行なって将来に備える、という段階である。

表2 漁業収獲物表

種類	尾数
鮭	29,297
紅鱒	11,203
鱒	35,156
鱒粕	61貫600匁
塩鱈	6,7530
無骨棒鱈	1200
半骨付棒鱈	120
塩鮫	240

〔出典〕『報效義会明治三十四年度事業成績書』（防衛庁防衛研究所所蔵『明治36年 公文雑輯 卷22 徴発物件 2止 変災 雑件』Ref. C10128021000）1483～1484。

その一方で、シムシム島とホロムシロ島では鮭漁・鱒漁・鱈漁に従事し、その余力で新漁場の開設なども行なってきた。実際、明治34（1901）年度における「漁業収獲物表」（表2）によれば、鮭・鱒・鱈とその加工品が報效義会における漁獲物の大半を占めていたことが分かる。また、漁業については、

その規模を拡大し業務を効率的にするだけでなく、欧米の加工法を導入することや捕鯨業と鱈遠洋漁業の改良が必要である。それゆえ、報效義会の加藤洋をアメリカ合衆国に派遣して鱈漁・鯨漁・鮮漁に従事させるとともにその製造工場で加工法を習得させている。さらに北海の水産物に関する欧米市場の状況を彼に視察させることにした。これに加えて会員の川口礪三・信澤與一の二名をアメリカの捕鯨船に乗船させてその実地練習も行なわせている。

このように報告した上で、郡司成忠は彼らの習業の成果は、シムシム島への定期航路が開設され、病院が建設されたときに現れるのであり、またシムシム島の真価もその時に発揮されると指摘する。

郡司は、次に猟業の状況について報告している。シムシム島とホロムシロ島の開発が進んだために熊や狐などが乏しくなっている。そこで他の島での「探検的猟業」を行なうことにし熊代嘉太郎など五名をラショウ島に越冬させて狩猟をさせたところ、その成果があった。これらの狩猟の成果は、表3の如くである。

表3 猟業収獲物表

種類	尾数
赤狐皮	57枚
黒狐皮	24枚
三毛狐皮	67枚
熊皮	3枚
海豹皮	14枚
鷲尾	109枚
鷲羽	126枚

〔出典〕『報效義会明治三十四年度事業成績書』（防衛庁防衛研究所所蔵『明治36年 公文雑輯 卷22 徴発物件 2止 変災 雑件』Ref. C10128021000）1487。

『成績書』は、熊猟や狐猟は衰退の方向にあるが、今回、着手した鷲猟は新たな成果であったと評している。

一方、農業は順調に発展し報效義会の会員の需要を賄うだけでなく、寄港する船舶にも新鮮な野菜を供給できるようになっており、将来、シムシム島が遠洋漁業の根拠地になったときには「農産物供給所」になれるであろう、と『成績書』は見通している。

明治34（1901）年における報效義会の千島列島における活動は、このような状況であった。次に、このような活動が、どのように展開していったのかを明治35（1902）年に派遣された軍艦天龍の『報告書』を中心に分析する。

2 明治35年における軍艦天龍の千島列島派遣

(1) 軍艦天龍の千島列島派遣の準備

海軍省は、軍艦天龍を明治35(1902)年も千島列島に派遣することを決定した。同艦は、6月11日、根室を出港してシュムシュ島に6月18日に到着し、その後、6月25日に根室に帰還した。

最初に、この軍艦天龍の便乗者を考察する。

〔報效義会〕郡司成忠(報效義会東京支部滞在報效義会長)は、明治35(1902)年4月10日、報效義会員11名のシュムシュ島までの「便乗御願書」を、北海道庁長官園田安賢を通じて海軍大臣山本権兵衛に提出した²⁹。山本は、4月15日、軍艦の積載の限度内であることを条件に報效義会員11名の便乗の許可を郡司に伝えた³⁰。

便乗の願書を出した郡司は、このころ体調を崩しており、4月10日から東京病院に入院していた³¹。彼は、4月17日、会員の荒才三郎に指示してラシヨウ島への軍艦武蔵の寄港を要請する願書を海軍大臣の山本権兵衛に提出させている³²。この願書には、次のように記されている。報效義会のシュムシュ島の本部は、明治34(1901)年10月からラシヨウ島に6名の会員を派遣して、同島を探検させている。彼らは、明治35(1902)年5月に報效義会の占守丸でシュムシュ島に引き揚げる予定であった。しかし、帆船である占守丸では心許ないので、軍艦武蔵が千島列島を巡航するときにラシヨウ島に寄港して、彼らを引き揚げさせてほしい³³。

荒才三郎は、この郡司の願書を4月17日に齋藤実海軍総務長官に提出したのち、会員の松田夫婦とともに午後6時に上野を出発して函館をめざして青森行きの直行列車に乗車した³⁴。彼らは、6月9日に根室で軍艦天龍に便乗している。荒川は、根室に同艦で戻ってくるが、松田夫妻は、シュムシュ島で6月18日に下船している。

〔シコタン島のアイヌ〕北海道庁長官園田安賢は、明治35(1902)年4月10日、海軍大臣山本権兵衛に「色丹土人軍艦便乗ノ義ニ付上申」を提出して、次のように要請した³⁵。これまでシコタン島のアイヌをホロムシロ島に出稼ぎさせてきたが、今年はホロムシロ島だけでなくオンネコタン島にも出稼ぎさせる予定である。具体的には、ホロムシロ島で越冬しているアイヌの内の3名をオンネコタン島で引き続き出稼ぎさせる。そこで、アイヌたちをシコタン島の斜古丹からホロムシロ島に便乗させ、その復路で軍艦がオンネコタン島に寄港するようにしてほしい

³⁶。このように園田長官は要請した。

園田長官が添付した書類(「記」)によれば、便乗する予定のアイヌは、(1)シコタン島からホロムシロ島へ18人(男性6人〔10歳以下2人〕・女性12人〔10歳以下2人〕)、(2)ホロムシロ島からオンネコタン島へ19人(男性7人〔10歳以下2人〕・女性12人〔10歳以下1人〕)、(3)ホロムシロ島からシコタン島へ7人(男性4人・女性3人)であった。これによれば、シコタン島からホロムシロ島とオンネコタン島に便乗するよりもホロムシロ島からシコタン島に便乗する予定のアイヌが少ないことが分かる。

山本海軍大臣は、4月14日、園田長官にシコタン島のアイヌの便乗を許可している³⁷。

〔宮澤格太郎〕根室時事新聞記者の宮澤格太郎は、明治35(1902)年3月19日、海軍大臣山本権兵衛に千島列島の視察のためとして「便乗願」を提出した。海軍総務長官の齋藤実は、4月12日、その許可を北海道庁長官の園田に通知している³⁸。

〔細川鶴松〕根室花咲郡歯舞村の細川鶴松は、明治35(1902)年3月22日、海軍大臣山本権兵衛に「軍艦便乗願」を提出して、次のように申請した。これまで根室において漁猟業に従事してきたが、近年は水揚げが減少してきた。その一方で、千島国のウルップ島以東の諸島は未開の場所が多くあり、漁猟という点で有望な箇所が少なくない。しかし、これらの地域は、航通が不便であり容易に行くことはできない。まれに船舶が航行するにしても、その利用には多額の資金が必要なので自分たちのような薄資の者はそれを負担できない。そこで自分と従業員の三人を軍艦に便乗させてほしい³⁹。

齋藤総務長官は、4月10日、長官の園田に対して軍艦に便乗させる余裕がある場合にのみ細川のそれを許可する、と通知した⁴⁰。

〔堀助十郎〕堀助十郎は、明治34(1901)年12月20日、海軍大臣山本権兵衛に「便乗願」を提出した⁴¹。堀助十郎は、「便乗願」で次のように述べる。彼は、明治21(1888)年からエトロフ島に渡航して商業と漁猟業に従事してきた。エトロフ島の中心は鮭や鱒などの魚族であるが、それらは年々減少してしまい、「救治ノ良策」として「川曳網」を停止して「産卵保護」を行なった。それゆえ、それらの「蕃殖」が進むと予想されるものの、その前途を見定めることはできない。一方で、隣島のウルップ島の海域ではラッコ・オットセイ・アザラシ・トドならびに鱒・鮭・鱈などが豊富であり、陸上にあっても硫黄・銅・石炭などが産出できて「天興ノ宝庫」であると聞き及

んでいる。ウルップ島で越冬して、その探検によって得た情報を世間に示すとともにこの島の開発の「嚮道者」となり国家のために貢献したい。しかし、航路が不便な離島であるために、その計画の実行には多くの費用を要し、独力では行なえない。それゆえ明治35（1902）年5月の「巡航艦」でウルップ島に行き、翌年の明治36（1903）年のそれで戻ってきた。堀助十郎は、このように願っていたのであった。

北海道庁長官の園田安賢は、明治35（1902）年1月20日、海軍大臣山本権兵衛に堀助十郎の軍艦便乗について次のように推薦している。堀は、これまでウルップ島の漁猟に従事し、その「鱒鮭産卵保護」の方法を研究して蕃殖を企図しており「拓地殖民」のうえでも裨益するところが少なくない。それゆえ「警備艦」の派遣のときに彼を便乗させてほしい⁴²。斎藤実総務長官は、2月1日、園田北海道庁長官に堀助十郎の便乗の許可を与えている⁴³。

〔黨直蔵〕黨直蔵は、明治34（1901）年8月20日、宮田三治、高島忠之助、高橋慶助とともに海軍大臣山本権兵衛に「軍艦便乗の儀ニ付願」を提出した⁴⁴。黨らは、次のように上申している。明治33（1900）年に軍艦武蔵によってシンチル島への出稼ぎが許され、大いに得るところがあった。そこで、明治35（1902）年にはシムシム島とホロムシロ島に渡航し「漁猟二業」について実地に探検したい。しかし、これらの地域は航海が不便なので、軍艦に便乗して行く以外に手段はない。今回の渡航では、明治35（1902）年から明治36（1903）年まで在島して越冬する予定である。

海軍総務長官の斎藤は、明治35（1902）年2月1日、園田北海道庁長官に黨直蔵らの便乗を許可している⁴⁵。

このように明治35（1902）年に派遣されることになる軍艦天龍には、報效義会員やホロムシロ島ならびにオンネコタン島に出稼ぎに行くアイヌ、さらには新たな漁業者や猟業者が便乗して千島列島を目指すことになった。

表4 「明治35年軍艦天龍の航海状況」

6月1日	横浜出発
6月2日	館山湾出発
6月5日	根室到着
6月11日	根室出発シコタン島斜古丹港到着
6月12日	シコタン島斜古丹港出発
6月12日	エトロフ島留別到着
6月12日	エトロフ島留別出発
6月14日	ウルップ島香化湾到着
6月14日	ウルップ島香化湾出発
6月16日	ラショウ島到着
6月16日	ラショウ島出発
6月18日	シムシム島片岡湾到着
6月21日	シムシム島片岡湾出発
6月21日	ホロムシロ島武蔵湾到着
6月22日	ホロムシロ島武蔵湾出発
6月22日	オンネコタン島ヲトモイ湾到着
6月22日	オンネコタン島ヲトモイ湾出発
6月25日	根室到着

〔出典〕「千島及北海道巡航報告」『明治三十五年 軍艦天龍千島及北海道巡航報告』『武蔵天龍派遣(1)』（Ref. C06091385000）1751～1770。

(2) 軍艦天龍の千島列島における活動

明治35（1902）年における軍艦天龍の航海の状況を『千島及北海道巡航報告』から作成した表4の「明治35年軍艦天龍の航海状況」に依拠して確認する。軍艦天龍は、明治35（1902）年6月1日、横浜を出港して6月5日に根室に到着した。その後、同地を6月11日に離港して、シコタン島・エトロフ島・ウルップ島・ラショウ島・シムシム島を経由して6月18日にシムシム島の片岡湾に到着した。同地を6月21日に離港してホロムシロ島の武蔵湾とオンネコタン島のヲトモイ湾を経由して6月25日に根室に到着している。

次に、この航海の便乗者を表5の「明治35年軍艦天龍便乗者」に依拠して考察する。

表5 明治35年軍艦天龍の便乗者

氏名	資格	乗艦月日	乗艦地名	退艦月日	退艦地名
1 岩田政治	根室支庁技手	6月10日	根室	6月26日	根室
2 松本雄太郎	函館税関監視	6月10日	根室	6月26日	根室
3 荒才三郎	報効義会員	6月9日	根室	6月25日	根室
4 松田啓作	報効義会員	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
5 松田シマ(啓作妻)	報効義会員	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
6 大條虎介	報効義会准会員	6月9日	根室	6月25日	根室
7 玉木勇之進	報効義会員	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
8 遠藤栄太郎	報効義会員	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
9 伊藤猪之助	報効義会員	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
10 長濱侍丘	報効義会員	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
11 末安正和	報効義会員	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
12 平岡仁吉郎	報効義会員	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
13 高橋瑠璃雄	報効義会員	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
14 小田積義	報効義会員	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
15 鳴沢清六	報効義会備漁夫	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
16 原甚太郎	報効義会備漁夫	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
17 根本丑松	報効義会備漁夫	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
18 川尻平太郎	報効義会備漁夫	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
19 木村藤太郎	報効義会備漁夫	6月9日	根室	6月18日	シウムシユ島
20 細川鶴松	根室漁業者	6月10日	根室	6月16日	ラショウ島
21 大野善作	根室漁業者	6月10日	根室	6月16日	ラショウ島
22 白石多利	根室漁業者	6月10日	根室	6月16日	ラショウ島
23 真山金三郎	根室漁業者	6月10日	根室	6月16日	ラショウ島
24 堀助十郎	エトロフ島留別 漁業者	6月12日	エトロフ島留別	6月14日	ウルップ島香化湾
25 川口三吉	エトロフ島留別 漁業者	6月12日	エトロフ島留別	6月14日	ウルップ島香化湾
26 杉森嘉六	エトロフ島留別 漁業者	6月12日	エトロフ島留別	6月14日	ウルップ島香化湾
27 錦戸花蔵	エトロフ島留別 漁業者	6月12日	エトロフ島留別	6月14日	ウルップ島香化湾
28 板垣清太郎	エトロフ島留別 漁業者	6月12日	エトロフ島留別	6月14日	ウルップ島香化湾
29 桃井庄吉	エトロフ島留別 漁業者	6月12日	エトロフ島留別	6月14日	ウルップ島香化湾
30 五十嵐元吉	エトロフ島留別 漁業者	6月12日	エトロフ島留別	6月14日	ウルップ島香化湾
31 浦野重次郎	エトロフ島留別 漁業者	6月12日	エトロフ島留別	6月14日	ウルップ島香化湾
32 東海林幸平	エトロフ島留別 漁業者	6月12日	エトロフ島留別	6月14日	ウルップ島香化湾
33 熊代嘉太郎	報効義会員	6月16日	ラショウ島	6月18日	シウムシユ島
34 菊谷卯之助	報効義金員	6月21日	シウムシユ島	6月25日	根室
35 加戸乙平	報効義会員	6月21日	シウムシユ島	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾
36 三島虎吉	報効義会員	6月21日	シウムシユ島	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾
37 出雲井定一	報効義会員	6月21日	シウムシユ島	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾
38 プレケンアヴェリヤン	シコタン島アイヌ	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
39 アフトーヅ	プレケンアヴェリヤン妻	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
40 ストローゾップテウレン	シコタン島アイヌ	6月11日	シコタン島斜古丹	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾
41 ツルツン	ストローゾップテウレン妻	6月11日	シコタン島斜古丹	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾
42 タケ	ストローゾップテウレン長女	6月11日	シコタン島斜古丹	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾
43 良一	ストローゾップテウレン長男	6月11日	シコタン島斜古丹	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾
44 エリナ	ストローゾップテウレン四女	6月11日	シコタン島斜古丹	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾
45 ストローゾップマキシム	シコタン島アイヌ	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
46 タテアーナ	ストローゾップマキシム母	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
47 マトロナ	ストローゾップマキシム妻	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
48 イリナライ	ストローゾップマキシム長男	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
49 チェールヌイマウラ	シコタン島アイヌ	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
50 フィウ	チェールヌイマウラ長女	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
51 ステハニータ	チェールヌイマウラ母	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
52 ストローブツソーイ	シコタン島アイヌ	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
53 チェールヌイアカノルヘン	シコタン島アイヌ	6月11日	シコタン島斜古丹	6月22日	オンネコタン島
54 ノクラヴィンワルワル	シコタン島アイヌ	6月11日	シコタン島斜古丹	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾

氏名	資格	乗艦月日	乗艦地名	退艦月日	退艦地名
55 ユキ	ノクラヴインワルワル三女	6月11日	シコタン島斜古丹	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾
56 フレチンイオン	シコタン島アイヌ	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾	6月22日	オンネコタン島
57 ターリヤ	フレチンイオン妻	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾	6月22日	オンネコタン島
58 タメ	フレチンイオン長女	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾	6月22日	オンネコタン島
59 ストローゾップヤーコフ	シコタン島アイヌ	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾	6月24日	シコタン島斜古丹
60 パラゲノー	ストローゾップヤーコフ妻	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾	6月24日	シコタン島斜古丹
61 フィソツプ	ストローゾップヤーコフ長男	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾	6月24日	シコタン島斜古丹
62 アフトージ	フィソツプ妻	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾	6月24日	シコタン島斜古丹
63 愛太郎	ストローゾップヤーコフ二男	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾	6月24日	シコタン島斜古丹
64 良八	ストローゾップヤーコフ孫	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾	6月24日	シコタン島斜古丹
65 カツ	ストローゾップヤーコフ二女	6月21日	ホロムシロ島武蔵湾	6月24日	シコタン島斜古丹

〔出典〕「便乗者御届」〔北海道密猟警備兼測量軍艦武蔵天龍派遣并帰朝命免(3)〕

『明治35年 公文備考 卷11 艦船2』(防衛省防衛研究所蔵。JACAR.Ref.C06091385200) 1853～1858。

軍艦天龍は、シムシム島までの便乗者として15名〔4・5・7～19〕、シムシム島と根室を往復する便乗者の4名〔1・2・3・6〕とラショウ島までの便乗者の4名〔20～23〕を根室で乗船させた⁴⁶。

軍艦天龍は、6月11日、根室を出港してシコタン島に到着し、ホロムシロ島とオンネコタン島に出稼ぎする18名のアイヌ〔38～55〕を乗船させた⁴⁷。同艦は、6月12日、シコタン島を出発して、同日(6月12日)、エトロフ島の留別に入港して、ここでウルップ島の香化湾で出稼ぎする堀助十郎ら9名〔24～32〕を乗船させている⁴⁸。同艦は、6月14日、香化湾で9名を下船させた。

軍艦天龍は、6月16日、ラショウ島で根室の漁業者細川鶴松ら4名〔20～23〕を下船させた。ここで報効義会員の熊代嘉太郎〔33〕をシムシム島まで送り届けるために便乗させている。このラショウ島には、明治34(1901)年から7人の報効義会員が越冬していた。しかし、ラショウ島に軍艦天龍が到着してみると熊代嘉太郎しか在島していなかった。他の6人は、ウシシル島に同艦の到着する2日前に出漁したのであった⁴⁹。

軍艦天龍は、6月17日、ホロムシロ島の武蔵湾に入港の予定であったが、高波のために断念して、シムシム島の片岡湾に向かい、翌日の6月18日にここに入港して報効義会員16名〔4・5・7～20・33〕と彼らの携帯品を陸揚げした⁵⁰。

次は、復路である。軍艦天龍は、6月21日、報効義会員6名〔3・6・34～37〕を乗船させて、片岡湾を出航してホロムシロ島の武蔵湾に到着して出稼のアイヌ7名〔40～44・54・55〕を下船させ、明治34(1901)年から出稼し、越冬していたアイヌの10名〔56～65〕を乗船させた。これらのアイヌの収穫は、ラッコ1頭・熊10頭・狐(赤色)43頭・

オットセイ1頭であった。ラッコは、その前年と比較して12頭少なく、その他も「不良」という状況であった。この理由は、海が波浪であったことと射撃の腕前が不十分であったためで、ラッコなどの棲息数が少なかったからではない、と評されている⁵¹。

軍艦天龍は、6月22日、オンネコタン島の北西岸ヲトモイ湾に入港して14名のアイヌ〔38～39・45～53・56～58〕を下船させた。同艦は、6月25日にはシコタン島に近づいたが、風波が強くと泊りを断念して根室に入港し、官吏2名〔1・2〕と報効義会員3名〔3・6・34〕を下船させた。

このように軍艦天龍は、6月11日に根室を出発し、6月25日に同地に戻るまで、ほぼ二週間にわたって千島列島の巡視の任務を遂行するとともに、便乗者を各地に送り届けた。

(3) 軍艦天龍の『報告書』

次に、この時期における千島列島の状況を軍艦天龍の『報告書』に依拠して考察する。第一に、ラッコ・オットセイの状況を取り上げる。第二に、報効義会の状況を考察する。第三に、シコタン島のアイヌの状況について考察する。

① ラッコ・オットセイの状況について

『報告書』は、この点について次のように記している。明治34(1901)年にはラッコを報効義会員が4頭、シコタン島のアイヌが13頭を捕獲したものの、明治35(1902)年は後者が1頭を得ることができただけであった⁵²。このように捕獲数について記した上で報告書は「外国船密猟船及巡航中遭遇船」と題した項目の中で「千島越冬者の話」として、近年、外国船が千島列島の近海に出没することが少なくなり、密猟船が寄港することはほとんどなくなった、という情報を掲載している。その理由として、一つには、ラッコの生息数が減少したこととまた一つには、日本人の出猟者が進出したために彼らの利益が

減少した点をあげている⁵³。

その一方で、報告書はこのラッコの生息数について函館税関から得た次のような情報も掲載している。明治35(1902)年2月にイギリスのある会社のラッコ猟船が5艘、小笠原の父島に入港した。近年は、ラッコ猟船が入港することは、小笠原だけでなく、かつてその拠点になっていた横浜でも稀だった。これは、明治34年(1901)年に日本水産株式会社の帆船がラッコ猟を試みて、その成績が良かったことを聞き及んで、イギリスの会社がラッコ猟船を派遣したようである。このイギリスのラッコ猟船は、すでに金華山沖に向けて出航しており、来年はさらに多くのラッコ猟船が派遣されるようである⁵⁴。

函館税関の「函館港出入外国猟船調」によれば、明治34年(1901)年に函館に入港した外国の猟船は、イギリス船7隻・アメリカ船6隻・ロシア船1隻であり、それらの多くはサンフランシスコないしはカナダに向かっていった。積載されていた貨物としては、オットセイ皮1650枚、鯨油3630樽であった。それらは、小笠原から金華山沖において獲られたものであった⁵⁵。

このように函館税関のデータから外国船のオットセイ猟や鯨猟の小笠原および金華山での活動が明らかになっていった。一方で、日本近海におけるラッコ猟にその回復の兆候があることを『報告書』は指摘した。

② 報効義会の状況について

『報告書』は、報効義会の活動については、次のように記している。北千島において、明治34(1901)年に越冬した報効義会員・准会員・雇員およびその家族は77名であった。その内、3人が死亡し、7人の出産があった。軍艦天龍が寄港した時には81名(男性44名・女性37名)になっていた。越冬した地域別では、シムシム島の片岡湾が58名(内2名死亡)・別飛が5名・ホロムシロ島の湊が3名・加熊別が9名・ラショウ島が6名(内1名死亡)であった。

さらに『報告書』は、報効義会の「漁猟」について「漁猟業八年一年発達スルナランモ今尚創成ノ期ヲ脱セサル」と評した上で、ラッコ0頭・狐約130頭程・熊4頭・鶯若干という状況である、と報告している⁵⁶。

『報告書』から判明する報効義会の状況は、以上のような如くであるが軍艦天龍に乗船していた会員の荒才三郎が根室に戻ってきたあとで「占守日より」として『北海タイムス』の明治35(1902)年7月3

日付に掲載した記事では、報効義会の状況が次のように述べられている。

猟業は、明治34(1901)年から明治35(1902)年にかけては不振であった。報効義会は、鱈漁を事業の中心に据え、翌年からそれに大規模に着手する予定である。鱈漁の拡大を企図してはいるものの、アメリカ合衆国に派遣した加藤洋がまだ帰国しておらず、この事業を拡大するにはいたっていない。また、シムシム島と内地の定期航路を整備するために郡司が計画していた報効艦隊もまだ実現できない状況である⁵⁷。

このように荒才三郎は報効義会の現状を記している。

③ シコタン島のアイヌの状況について

『報告書』は、シコタン島に移住させられたアイヌについては次のように記している。シコタン島のアイヌの人口は、明治17(1887)年に移住させられた時には98名だった。移住後に、アイヌたちは肺病を患う者などが多くなり、著しい減少となった。その後、やや回復し、明治35(1902)年6月の段階では64名(男性24名・女性40名)になった⁵⁸。アイヌは、健康な者がごく少数いるものの、多くの者の健康状態は良好ではない。

ここでも、『報告書』を補う史料を示しておきたい。シコタン島に移住させられたアイヌの改宗を企図して派遣された奥村円心の後任として明治34(1901)年8月にシコタン島に駐在していた東本願寺の柳説真は、ほぼ一年間に亘る布教の状況を東京に戻った際に『日本新聞』の記者に伝えている。この記事を考察する。シコタン島には、アイヌが64人と内地からの出稼人が150人から160人ほどいて、合計で200人程度である。巡査が数名と医師が1人駐在しており、戸長役場の場所に東本願寺の出張所がある。アイヌの男性は、巡査やラッコ船・定期船の水夫の古着を購入して着用しているので洋装である。一方、女性は、上着は筒袖であるが腰から下は西洋婦人のような出で立ちである。

彼らは、200年もの間、ロシアと関係があったのでロシアに懐いており、ギリシャ正教が深く脳裡に刻まれている。前任者の奥村円心が、アウエリアンとエヒムカを明治33(1900)年に東京や京都に連れて行ったことを恩義に感じて、アイヌたちは柳説真のところにやっっては来るものの、やはりギリシャ正教を信奉し続けている。ギリシャ正教の司祭である港氏にアイヌたちは帰順していて東本願寺には金品がもらえるので懐いたようにしてはいるものの、実

際は舌を出しているような状況である。アイヌたちは、「日本帝国という観念よりはロシアという思想の方が余程重く」なっており、これは将来にわたって危惧される。さらに、現職の戸長はアイヌたちに気に入られようとしてアイヌたちが信奉するギリシャ正教の港氏に便宜を与えている。

このように柳は、アイヌたちの状況を述べるとともに、その状況に不満を示したのであった。やはりアイヌたちはギリシャ正教を信奉し続けており、東本願寺の布教を受け入れてはなかったのである⁵⁹。

軍艦天龍の『報告書』を中心に、明治35（1902）年における千島列島を分析した。ラッコ・オットセイ猟を企図した外国船は減少傾向にあった。また、報効義会の活動は安定しつつあり、事業の中心は鮭漁や鱒漁から鱈漁に移行しつつあった。一方、アイヌは、これまでのホロムシロ島に加えてオンネコタン島における出稼ぎを行なうようになった。

3 明治36年における軍艦葛城の千島列島派遣

軍艦葛城が明治36（1903）年に千島列島で行なった活動を次の三点から分析し、この時期の千島列島の状況を明らかにする。第一は、軍艦葛城の便乗者の分析である。第二は、軍艦葛西の千島列島における活動の分析である。第三は、軍艦葛城の報告書の分析である。

(1) 軍艦葛城の千島列島派遣の便乗者

最初に、千島列島に派遣されることになった軍艦葛城の便乗者から考察する。齋藤実海軍総務長官は、明治36（1903）年4月1日、横須賀鎮守府司令長官の井上良馨に北海道庁長官園田安賢から提出された明治36年に千島列島に派遣される軍艦への便乗願を送付し、できるだけそれを許可するように求めた⁶⁰。以下に分析する「便乗願」は軍艦の運行に差支えない、という条件で4月1日に齋藤総務長官から園田北海道庁長官に許可が出されている。

〔堀助十郎〕北海道庁長官の園田安賢は、堀助十郎の家族の要請を受けて、明治35（1902）年12月29日、海軍大臣山本権兵衛に書翰を出してウルフ島の香化湾に軍艦を寄港させて、堀助十郎らを便乗させてくれるように求めた⁶¹。

紗那郡留別村居留の堀助十郎は、明治35（1902）年6月、軍艦天龍に人夫らと便乗して、ウルフ島に渡航して漁業に従事していた。ウルフ島からの帰途については、堀が明治36（1903）年に派遣される軍艦に「便乗願」を提出することになっていた。

紗那支庁長の北海道庁への申し出によれば、ウルフ島の堀助十郎との音信は途絶えてしまっており、彼らがいる香化湾はウルフ島への定期船の寄港地である床丹とも隔たっており、連絡の手段も無かった⁶²。

園田は、このような点を考慮して、彼らを軍艦葛城に便乗させてくれるように求めたのであった。

〔白川利平〕根室郡根室町の白川利平と東道岩松は、明治35（1902）年10月16日、横須賀鎮守府に「軍艦便乗願」を提出した。彼らは、次のようにその提出の経緯を記している。自分たちは、根室において長年にわたって漁業と猟業に従事してきたが、それらは年を追うごとに不漁になってきた。一方で、ウルフ島よりも東部の諸島は、いまだ人が立ち入っていない場所が多い。従って、「漁猟有望ノ箇所」も少なくないと予想されるので、この地域の「探検」を実施したい。そこで、自分たちを千島列島に派遣される軍艦でシムシム島まで便乗させてほしい⁶³。

北海道庁長官の園田は、11月1日、海軍大臣山本権兵衛に書翰を出して、この二人にウルフ島以東の「漁猟場」を探索させるために軍艦に便乗させてくれるように求めた⁶⁴。

〔小沼景義〕北海道根室国根室郡根室町の小沼景義は、岐阜県吉城郡坂上村の野邑亀之助と秋田県仙北郡千屋村の大見末次郎とともに、明治36（1903）年2月5日、海軍大臣山本権兵衛に「軍艦便乗願」を提出した。彼らは、次のように上申している。自分たちは「千島拓殖」を望んでいるもののウルフ島以北には、船舶が通航しておらず自前で船を用意する資金もない。今回、食料など一年分の準備を行なったので、派遣される軍艦で根室からウルフ島の穴澗まで乗船させてほしい⁶⁵。

北海道庁長官の園田も、明治36（1903）年2月20日、海軍大臣の山本に彼らのウルフ島の穴澗までの「便乗願」を提出している。

〔福井寧〕ハリストス正教会司祭の福井寧（根室国根室町松本町3丁目2番地）は、明治36（1903）年2月6日、海軍大臣山本権兵衛に「軍艦便乗願」を出して次のように述べ、その許可を求めた。シコタン島のアイヌ（旧土人）は、千島列島に居住して以来、ハリストス正教会を信奉してきた。彼らに対しては、これまで一年に二回、司祭が巡回して「教導」を行なってきた。

彼らは、数年前からもとの居住地である「北千島諸島」の北部に出稼ぎするようになり、「教導」を

受けることができなくなる者が出てきた。彼らは、しばしば司祭が出張して「教導」してくれるように懇願するようになった。「可憐ノ民族」である彼らの「敬神ノ意」を満足させられないのは、遺憾なことである。北方警備の軍艦は、「旧土人出稼地」であるオンネコタン島とホロムシロ島に寄港する、と聞き及んでいる。そこで、自分を根室からアイヌたちの出稼地まで軍艦に便乗させてほしい⁶⁶。このように福井は申請した。

〔シコタン島のアイヌ〕北海道庁長官の園田安賢は、明治36（1903）年3月20日、海軍大臣山本権兵衛に「色丹土人軍艦便乗ノ義ニ付上申」を出して、オンネコタン島とホロムシロ島に出稼ぎするアイヌと昨年からこれら二つの島に出稼ぎに行っているアイヌをシコタン島に帰島させるために軍艦に便乗させるように求めた⁶⁷。

園田が提出した書類によれば、以下のような乗船が予定されている。①シコタン島からオンネコタン島とホロムシロ島へ10人（男性6人〔この内、幼者男性10才未満3人〕・女性4人）で、このうち6名をオンネコタン島に4名をホロムシロ島まで乗船させる。②オンネコタン島からホロムシロ島へ12人（男性7人〔この内、幼者男性10才未満3人〕・女性5人で、このうち4人はシコタン島から便乗した10人の内でオンネコタン島に上陸した6人の残りである。さらに8人は昨年からオンネコタン島で越冬したアイヌである）を便乗させる。③ホロムシロ島からシコタン島まで17人（男性5人〔この内、幼者10才未満男1人〕・女性12人〔この内、幼者10才未満6人〕）である。④シコタン島のアイヌの世話をする根室支庁の支庁員1人が根室から乗船して往復する。⑤「旧土人酋長」1人がシコタン島で乗船して往復する⁶⁸。

アイヌについては、以上のような便乗の予定が組まれた。

〔東京帝国大学大学院生遠藤吉三郎〕東京帝国大学理学博士山川徳次郎は、明治36（1903）年4月10日、海軍総務長官齋藤実に千島列島における植物学の調査のために大学院生の遠藤吉三郎を便乗させてくれるように依頼した。齋藤は、4月14日、東京帝国大学長に遠藤の便乗を許可し、それを通知している⁶⁹。

〔大蔵省試補品川節三〕大蔵大臣曾根荒助は、明治36（1903）年4月6日、海軍大臣山本権兵衛に「貨物密輸出入取締」の視察ために大蔵省試補品川節三の軍艦への便乗を求めた。山本は、4月7日、これ

を許可する通達を大蔵大臣に送付している⁷⁰。

〔細川歌次郎〕根室国花咲郡齒舞村の細川歌次郎は、明治36（1903）年3月25日、海軍大臣山本権兵衛に「軍艦便乗願」を提出して、次のように上申した。多年、根室で漁獵に従事してきたが、近年にあつてはその開発が限界となり、漁獲の減少は激しい。その一方で、ウルップ島よりも東方にあつては、人が住んでいない地域もあり「漁獵有望」の場所もあると聞き及んでいる。養父の細川鶴松ら4名が明治35（1902）年6月に許可を得て軍艦天龍に便乗してラショワ島に上陸した。しかし、その後は音信不通であり、かつてシャスコタン島において7名の越冬者が死亡したこともあったので、家族はとても心配している。彼らの実況および漁獵の状況について承知したいので、ラショワ島ないしはその近辺の島まで軍艦に便乗させてほしい⁷¹。

園田北海道庁長官も、4月6日、山本海軍大臣に細川らの便乗を許可するように要請した。齋藤海軍総務長官は、4月10日、横須賀司令官に問題の無い場合には、彼らの便乗を許可するように指示した⁷²。

以上のように軍艦葛城の「便乗願」が許可されることになった。

表6 「明治36年軍艦葛城の航海状況」

6月12日	根室出航
6月13日	シコタン島斜古丹港到着 アイヌ便乗
6月14日	斜古丹港出航 エトロフ島留別到着 便乗者乗船
6月15日	紗那港を経由 ラショフ島に向かう
6月17日	シコタン島斜古丹港到着 越年者収容 シヤスコタン島に向かう
6月18日	シヤスコタン島乙女湾に便乗者を上陸させる(5人) オンネコタン島ヲトモイ湾に寄泊 アイヌを交代させるホロムシロ島武蔵湾に向かう
6月19日	武蔵湾入港碇泊 アイヌを交代させる
6月20日	ホロムシロ島武蔵湾出航 シュムシュ島片岡湾到着 便乗者を上陸させる 報效義会委託貨物 を陸揚げする
6月24日	シュムシュ島出航
6月25日	シヤスコタン島乙女湾に寄泊 便乗者を降ろす(10人) 帰航者を便乗させる(2人) シュムシュ島香化湾に向かう
6月27日	ウルップ島香化湾に到着 越年者を収容(越年者9名の内5名死亡) エトロフ島留別に向かう
6月28日	エトロフ島留別に到着 石炭40トン搭載 便乗者退艦
6月29日	エトロフ留別を出航 シコタン島斜古丹に到着 アイヌ退艦
6月30日	シコタン島斜古丹を出発 ノツカマップを経由して根室に到着

〔出典〕『軍艦葛城北海警備報告』（『明治36年 公文備考 卷13艦船2』防衛省防衛研究所所蔵〔Ref.C06091470000〕）より作成

表7 「明治36年千島列島居住者異動表」

前年より在住者	シコタン島 シコタン島アイヌ29人 岡松太郎	ウルップ島 堀助十郎・川口三喜 板垣清太郎・津野寿次郎 (以下5人は在島中死亡) 五十嵐元吉・東海林幸平 松平嘉吉・錦戸花蔵・桃井 庄吉	ラシヨウ島 細川鶴松・白石太理 真山金次郎・大野善作	シヤスコタン島	オンネコタン島 シコタン島アイヌ 15人	ホロムシロ島 シコタン島アイヌ 15人	シユムシロ島 報効義会員 115人
本年退去者もしくは出稼者	シコタン島アイヌ10人 岡松太郎	堀助十郎・川口三喜 板垣清太郎・浦野寿次郎	同上		シコタン島アイヌ 10人	シコタン島アイヌ 12人	報効義会員 15人
本年軍艦に乗る年月日	明治36年6月13日	明治36年6月27日	明治36年6月17日		明治36年6月18日	明治36年6月19日	明治36年6月24日
本年軍艦の退艦の年月日	シコタン島アイヌ4名はオ ンネコタン島 明治36年6月18日 シコタン島アイヌ6名およ び岡松太郎はホロムシロ 島の武蔵湾 明治36年6月19日	エトロフ島留別 明治36年6月28日	細川・白石・真山は根室 明治36年6月30日 大野はシヤスコタン島 明治36年6月25日		アイヌ7名はホロムシロ島 武蔵湾 明治36年6月19日 アイヌ3名はシコタン島斜 古丹 明治36年6月29日	シコタン島斜古丹 明治36年6月29日	シコタン島アイヌは根室 明治36年6月30日 10人はシヤスコタン島 明治36年6月25日
本年移住者	シコタン島アイヌ15人			島雄蔵外家族1名 中野新三郎・高橋惣平 谷沢次郎・大森喜太郎 諏訪英彦外家族4名 所三遺外3名 大野喜作	シコタン島アイヌ 4名	シコタン島アイヌ 13名 岡松太郎	報効義会員 14人
同上本年軍艦に便乗地名年月日	アイヌ3名はオンネコタン島 アイヌ12名はホロムシロ島の武蔵湾 明治36年6月19日			大野以外はシユムシロ島 明治36年6月25日 大野は、ラシヨウ島 明治36年6月17日	シコタン島斜古丹 明治36年6月13日	①アイヌ6名及び岡松太郎はシコタン島斜古丹から明治36年6月13日 ②アイヌ7名はオンネコタン島から明治36年6月18日	函館 明治36年5月15日
同上本年軍艦の退艦の年月日	明治36年6月29日			明治36年6月25日	明治36年6月18日	明治36年6月19日	明治36年6月30日
現住者	アイヌ34名			島雄蔵外家族1名 中野新三郎・高橋惣平 谷沢次郎・大森喜太郎 諏訪英彦外家族4名 所三遺外3名 大野喜作	シコタン島アイヌ 9人	シコタン島アイヌ 31名 岡松太郎	報効義会員 114人

〔出典〕『北海道密警備測量軍艦葛城及磐城派遣並命令免付報告』〔JACAR. Ref.C06091470000.防衛庁防衛研究所所蔵「明治36年 公文備考 卷13艦船2」〕1287・1288。

(2) 軍艦葛城の千島列島における活動

次に表6「明治36年軍艦葛城の航海状況」と表7「明治36年千島列島居住者異動表」に依拠して軍艦葛城の航海を分析する。

軍艦葛城は、明治36（1903）年6月12日、根室を出港して、翌日の6月13日にシコタン島で11名の便乗者を乗せた。この内訳は、関松太郎と10名のアイヌである。軍艦葛城は、6月14日、シコタン島を出港してエトロフ島を経由して6月17日にラショワ島で4名の出稼者（細川鶴松・川口三喜・板垣清太郎・大野善作）を乗船させ、6月18日、シャスコタン島で出稼者5名を下船させた。その後、オンネコタン島ヲトモイ湾でシコタン島から便乗した4名のアイヌを下船させ、ここで越冬していた10名のアイヌを乗船させた。この時点でオンネコタン島に出稼ぎしているアイヌは、9名となった。

6月19日にホロムシロ島の武蔵湾に到着した軍艦葛城は、12名のアイヌを乗船させ13名のアイヌ（この内、6名はシコタン島から7名はオンネコタン島から便乗）とシコタン島から便乗した関松太郎を下船させた。同艦は、6月20日から6月24日までシムシユ島の片岡湾に停泊して、報効義会員14名を下船させ、15名を乗船させた。この時点で、シムシユ島の報効義会員は、114名となった。

軍艦葛城は、6月25日、シャスコタン島において出稼者を10名上陸させ、シャスコタン島の居住者は15名となった（5名は6月18日に下船していた）。その後、同艦は、6月27日、ウルップ島の香化湾で堀助十郎を含む4名を乗船させ、6月29日にはシコタン島で15名のアイヌ（3名はオンネコタン島から、12名はホロムシロ島から乗船）を下船させ、6月30日、根室に到着した。

軍艦葛城は、このような行程で巡視を実施した。

(3) 『軍艦葛西北海警備報告書』

『軍艦葛城北海警備報告』は、軍艦葛城が明治36（1903）年1月29日に「北海道方面」における「警備兼測量」の任務の内命を受けてからの状況と航海の概要を記している。

次に『軍艦葛城北海警備報告』は、「千島警備ニ関スル所見」として(I)「千島群島ノ住民及出稼人ノ状況」、(II)「警備艦ト千島住民トノ関係」、(III)「千島列島以外ニ航海シ能ハサル理由」、(IV)「将来ノ施設及希望」の四点を記している。次にこの四点を考察する。

(I)「千島群島ノ住民及出稼人ノ状況」は、住民や出稼人の状況を次のように報告している⁷³。千島列

島において定期航海の汽船が往復するのは、ウルップ島までであるが、それも一年にわずか二回でしかない。「北千島」と呼ばれる地域は、交通の便もなく警備の軍艦と帆船が往復するだけである。

シコタン島のアイヌは、毎年、出稼ぎする一方で、現在にあっても政府の手厚い保護を受けている。彼らは、千島列島の北部における「住民」としても「出稼人」としても特に留意すべき存在である。

かつて「北千島」がロシア領であったときには、そこにロシアの官庁が設けられていて、アイヌの収穫物を彼らを買収し、その一方でアイヌを保護する方法も講じられていた。日本の領土になってからは、交通が不便であることなどから彼らに対する「保護法」を施行することができなかった。そのため、彼らをシコタン島に転住させて、それまでの習慣を打破して「牧耕ノ民」にしようとしたものの成功しなかった。そのため再び「旧地」に出稼ぎさせることになった。彼らは「郷土」で得意な狩猟により「基本共有財産」を形成するまでになった。

一方、郡司成忠の報効義会は、シムシユ島の片岡湾を拠点として移住民を増加させてきた。現在、それは100余名にもなっている。このシムシユ島の移住民は、千島列島にあって最も重要な役割を果たしている。

千島列島の北方は、アイヌをシコタン島に移住させたために報効義会の活動の以前にあっては、無人の地になってしまっていた。その際、日本政府は外国の密猟船に対して「海獣生殖地」の保護などの対策を講じなかったために、「海獣」は濫獲されてしまった。かつて「黄金ヲ生シタル土地」は、今では「土砂」のようなものになってしまった。したがってシムシユ島の報効義会員たちは北千島の収穫では自活できないので「他国領海付近」において利益を得ようとしている状況である。

(II)「警備艦ト千島住民トノ関係」は、次のように六点にわたって、その状況を記している⁷⁴。①千島列島の領海における毛皮獣は些少であり、外国の密猟船がやってくる利益をあげられるような見込みはない。実際、警備の軍艦は、密猟船を目撃していない⁷⁵。②千島列島では、密輸入の恐れはなく、さらにそこで得られるものは外国の物産と混同されることもない。千島列島の住人が外国の商人と結託して密輸入しようとしてもすぐに露見する。③日本国民の保護は、領海内にある者よりも外国の領海内やその付近にいる者に対して必要なのである。したがって警備艦の任務は、千島列島の住民に対してよりも口

シアの沿海に出漁している日本人たちにとって必要なのである。一方で、千島列島の人たちの生命は、この軍艦の毎年の往復によって維持されている。④千島列島においては、往来する船舶が少ないので遭難などは無く、警備船が救助を直接に求められることもない。⑤軍艦が千島列島において石炭を補給できるのは留別だけであるが、根室から近くその海岸も浅いため「炭庫所在地」としては適当ではない。⑥「海獣生殖地」については、明治34（1901）年の軍艦天龍の報告に付け加えることはない。

このように警備の軍艦と千島列島およびその住民との関係がまとめられている。これを踏まえて艦長宇敷甲子郎の考えが次のように述べられている。

警備艦としての任務を巡航する軍艦は、千島列島において果たせていない。北海道庁は、千島列島に移住奨励法なども講じておらず、さらに千島列島についての請願書なども未決のままにしている。警備艦は、実際には千島列島の住民のための運送船のような様相であり、この点は検討を要する。もともと十年前までは、千島列島は貴重な「海獣生殖地」であったが、乱獲によって減少し、外国の密猟船もいなくなってしまった。厳格な「海獣保護法」を策定しなければ、それが回復することはないであろう。現段階にあっては、「密猟船取締」はほとんど無用である。

警備艦は、「密猟船取締」を行うと同時に、ロシアの領海付近に出漁している日本人の保護の任務にあたるべきである。

このように宇敷は自説を開陳した。

Ⅲ「千島列島以外二航海シ能ハサル理由」は、千島列島における石炭の補給場所の無さを問題にしている⁷⁶。石炭の補給が十分に行えないために、千島列島を往復する以外には、「密猟船」の探索や「密入船」の拿捕、さらには「遠洋漁船」の保護なども実施できていない。このように軍艦の任務の遂行にあたって石炭の補給が最大の問題であることを宇敷は指摘した。

Ⅳ「将来ノ施設及希望」は、シコタン島のアイヌにのみ特段に利便を与えることを問題にして、次のように述べている。シコタン島のアイヌに特段の便宜を供与するのであれば、「千島企業者」に対してもそれを同様に与えるのが当然である。「土人撫育ノ目的」という名目で行なわれている保護は、一般の日本人－「内地人」－には与えられていない特権である。アイヌの収獲物は市場の相場を下落させ一般の日本人の収益を減少させることにもなってい

る。以上の点から、彼らの軍艦への便乗や利用は、制限を加えられるべきである⁷⁷。

軍艦葛城の艦長宇敷甲子郎は、報告書の最後でシムシム島の片岡湾に石炭庫を設置することを求めた。それにより日本の軍艦がロシアの領海の付近においてイギリスやアメリカ合衆国の軍艦と対等な地位を確保して「露領海付近ノ漁権ヲ占有」できる。また、日本の軍艦が派遣されることで、コマンドルスキー諸島におけるイギリスおよびアメリカ合衆国の軍艦とともに「国際上ノ紛議」を減少させることもできる。結局のところ「従来ノ任務ヲ拡張シ国家ノ実益ニ伴フ警備艦ノ新行動ヲ起」す、と提言している⁷⁸。

軍艦葛城は、以上のように四点にわたって千島列島の現状と改善点を報告した。

この報告書を読んだ阪谷大蔵総務長官は、明治36（1903）年10月10日、斎藤実海軍総務長官に次のように書翰を出している。千島列島における殖民も漸次、良い成績となりカムチャッカにおける日本人の出漁も年々、増加してきた。それゆえ、千島列島における日本人とロシア人の漁業や貿易も密接になってきている。日本人の密輸入などの違法を取り締まる必要も増加してきている。千島列島は離島、というだけでなく冬季には航海や貿易が全く停止する地域である。それゆえ、税関の職員を常駐させて取り締まることはできない。従って、北海警備船がこれまでよりも一層、十分にこの機能を果たすことが求められる。今回の報告書によれば、密猟船の取締やロシア領附近での日本の遠洋漁業船の保護などにおいて遺憾な点が少なくないようであるが、将来にあっては北海警備船をさらに有効なものにする必要がある。すなわち、警備船の増加やその回遊の期間を拡張し、さらには航路の延長などを実施してほしい⁷⁹。

おわりに

本稿は、明治30年代の初頭に現れてきた千島列島の開発の成果が、その中期にあってどの様に展開していったのかを分析した。以下のようにまとめることができる。

第一に、オホーツク海を中心とした鱈漁の動向である。鱈漁の拡大という点では、その前提になっていた加工技術を報効義会が入手することができていなかったことや北海道と千島列島を結ぶ定期航路が開設されていなかったことなど、そのための条件が

整備されるには至っていなかった。

第二に、シコタンのアイヌの動向についてである。北海道庁参事官の高岡直吉によるアイヌの北千島への帰還についての反対意見が『千島調査報文』によって示されたことで、それは中止されることになった。

彼らはホロムシロ島に出稼ぎするようになり、明治35（1902）年からはオンネコタン島にもその活動の範囲を広げるようになっていた。一方で、シコタン島のアイヌのギリシャ正教から仏教への改宗は成功せず、千島列島という地域にギリシャ正教を信奉する民族が居住し続けることになった。

第三は、軍艦の千島列島への派遣の動向である。軍艦が、毎年、定期的に千島列島に派遣されていたことを最初に確認しておきたい。そして、それらの軍艦は、報效義会やシコタン島のアイヌの出稼ぎだけでなく、ウルップ島やシヤスコタン島における日本人の活動を支援していたのである。

一方、明治36年の軍艦葛城の艦長が指摘していたように、外国の密猟船を対象とした警備という任務は、それらが千島列島に現れなくなったために後退していった。彼は、ロシアの海域における日本人の活動を保護する任務の必要性に言及するようになっていた。

内」に外国船が碇泊している場合には、それを臨検して、密輸入を行なっている場合には、①に準じて調書を作成し、軍艦武蔵の指定した港に行かせて②の手続きを行なうか、ないしは地方の警察官に引き渡す。④：外国船の密猟の証拠が十分でない場合や密輸入を行なっていない場合でも、理由もなく停泊しているときは、その国籍・船名・船長の氏名などを糺して調書を作成し、外国船に直ちに退去を命じる。⑤：船舶が難破していたり「遭難人」がいる場合には、適宜、その救助を実施する。⑥：外国船が千島列島の付近において測量などを実施している場合には、その理由を糺して適当な処置を施す。その後、状況を報告する。⑦：派遣中にある場合は根室または留別を石炭・水・食料の補充の拠点とする。軍艦天龍は、できるかぎり千島列島の沿岸を巡航し、その途中で薪水などを得ることができればそれを補給する。⑧：千島列島の付近におけるラッコ猟およびオットセイ猟の状況をできるだけ詳細に取り調べる。⑨：千島列島において特に多くの「漁猟船」が集まる場所、なしは通過する海峡がある場合には、その状況を取り調べる。これに関連して、根室・シコタン島・エトロフ島などでこのような事情を熟知していて、なおかつ信用できる「舟夫」・「漁夫」などがいる時には、臨時に雇用することを許可する。⑩：前条の⑨の「備役ノ者」の日給は80銭以内とし、食費は自弁とする。⑪：巡航中に可能な場合には、状況を報告する。

このような指示が軍艦天龍に出された（『海総機密第一〇三号ノ六案』『軍艦天龍報告(1)』〔Ref.C06091316900〕0295～0299）。

⁴ 『軍艦便乗認可願』『軍艦天龍報告(1)』〔Ref.C06091316900〕0286～0288。

⁵ 『色丹土人軍艦便乗ノ件上申』『軍艦天龍報告(1)』〔Ref.C06091316900〕0300～0360。

⁶ 『軍艦天龍報告(2)』〔Ref.C06091316900〕0327～0329。

⁷ 『海総第一七七四号』『軍艦天龍報告(2)』〔Ref.C0609131700〕0344～0353。

⁸ 『天龍派遣報告(2)』〔Ref.C06091316900〕0333。

⁹ 『海総第一六六〇号ノ二』『軍艦天龍報告(1)』〔Ref.C06091316900〕0317～0319。

¹⁰ 『露国堪察加半島方面本国遠洋漁業者保護御請願』（『軍艦天龍報告(1)』Ref.C06091316900）0325～0326。このような郡司の活動について明治34年4月24日付の『朝日新聞』は「郡司大尉の運動」と題した記事を掲載して、次のように述べている。カ

¹ 「海総機密第一〇三号」『北海道密漁警備軍艦天龍派遣并報告(1)』（以下『軍艦天龍報告(1)』と略記する〔『明治34年 公文備考 艦船 3巻10』防衛庁防衛研究所蔵（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C06091316900）〕0292。

² 『軍艦天龍報告(1)』（Ref.C06091316900）0293。

³ 関係する諸大臣とは、渡辺国武大蔵大臣・末松謙澄内務大臣・加藤高明外務大臣・原敬通信大臣・林有造農相務大臣である。その指示とは、以下の11点である。①：日本の領海において外国船が密猟している場合には、その国籍・船名・船長の氏名などを聞き糺すとともに、ラッコおよびオットセイの「生皮」などの捕獲物を臨検して調書を作成する。その上で、日本の法律に違反していることを通知して、軍艦武蔵に随従するか、ないしは指定した港に単独で航行することを命じる。②：軍艦武蔵が、密猟船を従えて裁判所のある港に入った時には、臨検した「生皮」などの捕獲物・猟船・乗組員とこれに関係する調書を検事に交付し、その密猟の顛末を通報する。密猟船が港に単独で入港した場合にも、これに準じる。③：千島列島のような「僻遠ノ領海

ムチャッカの漁場におけるロシアの日本人に対する排斥は、出漁してきた漁民にとって大きな損失であるとして函館の漁業者が郡司に対策を依頼し、それを受けて彼は、農商務省や外務省に出向いた。彼は、4月23日、山本権兵衛海軍大臣に面会し意見を述べた。このように郡司の活動の契機の一つが函館の漁業者の依頼だったことを指摘しておきたい。

¹¹ 「機密送第九九号」(『天龍派遣報告(1)』Ref. C06091316900) 0323～0324。

¹² 「海総機密第一五十一号ノ二」『軍艦天龍報告(1)』(Ref. C06091316900) 0320。

¹³ 「海総機密第一五十一号ノ二」『軍艦天龍報告(2)』(Ref. C06091316900) 0321。

¹⁴ 「龍普第二九四号」(『軍艦天龍報告(1)』(Ref. C06091316900) 0333～0384。

¹⁵ 「千島航海報告」『軍艦天龍報告(2)』(Ref. C06091317100) 0415。

¹⁶ 「千島航海報告」『軍艦天龍報告(2)』(Ref. C06091317100) 0425。

¹⁷ 『軍艦天龍報告(5)(6)(7)(8)』Ref. C06091317300～C06091317600) 0526～0656。

¹⁸ 統計は、以下の四つが収録されている。①：函館の「明治二十九年度外国船統計表」・「明治三十一年度外国船統計表」・「明治三十二年度外国船統計表」・「明治三十三年度外国船統計表」である。②：室蘭の「外国狩猟船」・「日本船」である。③：厚岸の明治33年の日本船の出入りの統計である。④：シュムシュ島の「三十三年度船舶出入港表」である(『軍艦天龍北海道警備報告書』)。

¹⁹ 『軍艦天龍報告』(Ref. C06091315900) 0551。

²⁰ 『軍艦天龍報告』(Ref. C06091315900) 0556。

²¹ 報告書がラッコ猟の可能性を指摘したのは、片岡直吉北海道庁参事官の『北千島調査報文』がラッコがほとんど皆無であり、その猟の可能性を否定していたことに対する反論であった。

²² 『軍艦天龍報告(3)』(Ref. C06091317400) 0563。

²³ 『軍艦天龍報告(3)』(Ref. C06091317400) 0575～0588。丹波の高岡批判については、拙稿「『北千島調査報文』と千島列島」(『新潟大学教育学部研究紀要』5巻1号, 2014年)を参照していただきたい。

²⁴ 『軍艦天龍報告(3)』(Ref. C06091317400) 0605～0623。

²⁵ 「占守ノ鱈漁と報效義会」『読売新聞』M34・8・30付。

²⁶ 「報效義会の事業」『読売新聞』M34・9・8付。

²⁷ 「遠洋漁業と根拠地設備」『読売新聞』M35・11・6付。

²⁸ この『報效義会明治三十四年度事業成績書』は、明治36(1903)年4月10日、園田賢賢北海道庁長官から内海忠勝内務大臣に提出されるとともに、外務大臣・大蔵大臣・海軍大臣・農商務大臣に回覧されている(『明治36年 公文雑輯 卷22 徴発物件 2 止 変災 雑件』防衛庁防衛研究所所蔵。Ref. C10128021000)。

²⁹ 「便乗御願書」『北海道密漁警備兼測量軍艦武蔵天龍派遣并帰朝命令(4)』(以下『軍艦武蔵天龍派遣』と略記する)『明治35年 公文備考 艦船2』防衛省防衛研究所所蔵。Ref. C06091385300) 1924。

³⁰ 『軍艦武蔵天龍派遣』Ref. C06091385200) 1928。

³¹ 『千島報效義会日誌』(北海道大学北方資料室所蔵複写本〔別・千島951.7-Chi〕以下『日誌』と略記する) 4月10日条。

³² 「帝国軍艦武蔵号羅処和寄港御願」『軍艦武蔵天龍派遣(3)』(Ref. C06091385200) 1936。

³³ 「帝国軍艦武蔵号羅処和寄港御願」『軍艦武蔵天龍派遣(3)』(Ref. C06091385200) 1936。

³⁴ 『日誌』4月16日条・4月17日条。

³⁵ 「色丹島土人軍艦便乗ノ義ニ付上申」『軍艦武蔵天龍派遣(4)』Ref. C06091385300) 1941。

³⁶ 「色丹島土人軍艦便乗ノ義ニ付上申」『軍艦武蔵天龍派遣(4)』Ref. C06091385300) 1941。

³⁷ 「総務第一四四五号ノ二」『軍艦武蔵天龍派遣(4)』Ref. C06091385300) 1938。

³⁸ 「軍艦便乗願」『軍艦武蔵天龍派遣(5)』Ref. C06091385400) 1950。

³⁹ 「軍艦便乗願」『軍艦武蔵天龍派遣(5)』Ref. C06091385400) 1953～1954。

⁴⁰ 「海総第一三九六号ノ二」『軍艦武蔵天龍派遣(5)』(Ref. C06091385400) 1951。

⁴¹ 堀は、「鹿児島鹿兒島郡西武田村字武四拾八番戸」を現住所とし、「便乗願」を提出した段階にあっては「千島国紗那郡留別村拾一番地寄留」であった。彼は、明治31(1898)年1月と明治32(1899)年5月にもウルップ島への渡航を計画したが、前者は「電線ノ切断」による音信不通により、後者は軍艦の艦長から乗船を許可されたが、その時期が鱈漁の最盛期であったために人夫を募集することができず中止したのであった(「便乗願」『軍艦武蔵天龍派遣(5)』(Ref. C06091385400) 1985)。

⁴² 「殖通第一三号」『軍艦武蔵天龍派遣(4)』(Ref. C

06091385400) 1982。

⁴³ 「海総第二六八号ノ五」『軍艦武蔵天龍派遣(4)』(Ref.C06091385400) 1978。

⁴⁴ 黨直蔵は、「北海道色丹郡斜古丹村字ノトロ壱番地平民」の55才、宮田三治は「秋田県山本郡鹿渡村字鯉川平民」の39才、高島忠之助は「青森県南津軽郡黒石市ノ町二十一番地氏族」の30才、高橋慶助は「秋田県平民羽後国仙北郡長野村在籍」の56才である(『軍艦武蔵天龍派遣(4)』[Ref.C06091385400] 1998)。

⁴⁵ 『軍艦武蔵天龍派遣(4)』Ref.C06091385400(1977)。

⁴⁶ 「千島及北海巡航報告」Ref.C06091385000) 1756。

⁴⁷ 『北海道密漁警備兼測量軍艦武蔵天龍派遣並帰朝命令(1)』(以下『軍艦天龍派遣(1)』と略記する)『明治35 公文備考 卷11 艦船2』JACAK.Ref.C06091385000) 1758。

⁴⁸ 『軍艦天龍派遣(1)』(Ref. C06091385000) 1759。

⁴⁹ 「占守だより」『北海タイムス』M35・7・3付。

⁵⁰ 『武蔵天龍派遣(1)』(Ref.C06091385000) 1765。

⁵¹ 『武蔵天龍派遣(1)』(Ref.C06091385000) 1766。

⁵² 『武蔵天龍派遣(1)』(Ref.C06091385000) 1771。

⁵³ 『武蔵天龍派遣(1)』(Ref.C06091385000) 1772。

⁵⁴ 『武蔵天龍派遣(1)』(Ref.C06091385000) 1773。

⁵⁵ 『武蔵天龍派遣(1)』(Ref.C06091385000) 1772。

⁵⁶ 「帰朝命免(1)」(Ref.C06091385000) 1779。

⁵⁷ 「占守だより」『北海タイムス』M35・7・3付。

⁵⁸ 『武蔵天龍派遣(1)』(Ref.C06091385000) 1780。

⁵⁹ 「千島色丹島布教者談話」『北海タイムス』M35・8・30付。

⁶⁰ 『北海道密猟船警備兼測量軍艦磐城派遣並帰朝命令免附報告(1)』(以下『軍艦葛城報告』と略記する)『明治36年 公文備考 卷13艦船2』C06091470000) 1153。

⁶¹ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1156～1158。

⁶² 堀自身は、4年から5年はウルップ島に在島する予定であった。堀助十郎の代理であった函館の石垣隈太郎が、海軍大臣山本権兵衛に「軍艦便乗之儀ニ付願」を提出し、ウルップ島の開発は予想以上に困難なので彼らを軍艦で帰還させてほしい、と上申した(『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1156。

⁶³ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1162。

⁶⁴ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1161。

⁶⁵ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1167。

⁶⁶ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1170～

1171。

⁶⁷ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1173。

⁶⁸ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1174～1176。

⁶⁹ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1206。

⁷⁰ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1197。

⁷¹ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1202。

⁷² 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091489800) 1198～1201。

⁷³ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1264～1269。

⁷⁴ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1270～1274。

⁷⁵ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1270。

⁷⁶ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1274～1275。

⁷⁷ その制限は、以下の五点である。第一に、公共事業や調査のための便乗を許可する。第二に、第一の目的の材料や物品の搭載を許可する。第三に、寄港地はウルップ島床丹湾・シャスコタン島乙女湾・オンエコタン島黒石湾・オトモイ湾・ホロムシロ島武蔵湾・シユムシユ島片岡湾とする。第四は、便乗および委託貨物の許可は根室において行う。第五は、報効義会のように運送能力のある集団は、いくらかの重要な生活品など必要不可欠なものに限り委託運送を許可する(『軍艦葛城報告』[Ref.C06091470000] 1276)。

⁷⁸ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1280。

⁷⁹ 『軍艦葛城報告』(Ref.C06091470000) 1295。

付記

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金「帝政ロシアによる露領アメリカ経営と環太平洋における海洋秩序の変容について」(基盤研究B:研究代表者麓慎一)ならびに「東アジアにおける水産業の形成と変容」(挑戦的萌芽研究:研究代表者麓慎一)の成果です。